

ベースアップ評価料について

日本医師会の取り組み①

日本医師会として、以下の取り組みを通じて、ベースアップ評価料の積極的な算定を継続的に周知・依頼

5月20日	厚生労働省とともに「診療報酬オンラインセミナー」を開催 診療報酬オンラインセミナー ～500件超の届出をサポートする現役コンサルが教えるベースアップ評価料の届出と医療DX加算のポイント～ (YouTubeで配信: https://www.youtube.com/watch?v=0N4KCCIQM58)	
5月29日	日本医師会ホームページ(メンバーズルーム)に「ベースアップ評価料の届出について」の特設ページを開設 (https://www.med.or.jp/japanese/members/iryu/r06kaitei/jirei kasanBU.html)	
6月6日	都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会を厚生労働省と共催 ⇒ベースアップ評価料と医療DX推進体制整備加算に特化して踏み込んだ説明を実施	
7月23日	スタッフの数が限られている診療所の届出を支援するために、最もシンプルな届出例(賃金改善計画書)を丁寧に音声つきで解説するスライドを日本医師会ホームページ(メンバーズルーム)に公表	

以上のほか、都道府県医師会からの要望に応じて、令和6年度改定の内容に係る説明会を適宜開催

日本医師会の取り組み②

日本医師会ホームページ（メンバーズルーム）「ベースアップ評価料の届出について」

(https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/jirei_kasanBU.html)

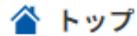


日本医師会
Japan Medical Association

会員限定メンバーズルーム

文字サイズ 中 大

サイト内検索



トップ



医師会活動



医学図書館・生涯教育



医療保険・介護保険



地域医療・診療支援

トップ > 医療保険・介護保険 > 診療報酬改定に関する情報 <令和6年度> > ベースアップ評価料の届出について

ベースアップ評価料の届出について

6月1日から算定するためには、6月3日までの届出が必要ですが、外来・在宅ベースアップ評価料（I）の届出を6月21日までに厚生局に提出した場合、6月1日から算定できます。

※間に合わなければ翌月からの届出を検討ください。

5月20日（月）に、厚生労働省主催で「診療報酬オンラインセミナー」が開催されました。届出サポートの実績が豊富な現役コンサルを招き、ベースアップ評価料と医療DX推進体制整備加算のポイントについて、YouTubeでライブ配信されました。

前半は「ベースアップ評価料の届出」（※1）について、後半は「医療DX推進体制整備加算の届出」（※2）について詳しく説明しています。

このページでは「ベースアップ評価料の届出」についてまとめています。セミナー動画や資料をご覧ください、できるだけ多くの医療機関にて、届出・算定いただきますようお願いいたします。

★診療所向けの最もシンプルな例を丁寧に音声つきで解説するスライドも掲載済み

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>

ベースアップ評価料 届出様式の簡素化について①

ベースアップ評価料に係る届出様式の改定について

(令和6年9月11日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

「診療報酬の算定方法」別表第一医科診療報酬点数表における「O100」外来・在宅ベースアップ評価料(I)、「O101」外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び「O102」入院ベースアップ評価料並びに「診療報酬の算定方法」別表第二歯科診療報酬点数表における「P100」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、「P101」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び「P102」入院ベースアップ評価料(以下単に「ベースアップ評価料」という。)に係る施設基準及びその届出に関する手続きについては、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305 第6号厚生労働省保険局医療課長通知)により、その取扱いをお示してきたところであるが、今般、別添1のとおり、**届出様式を改定**したので、貴管下の保険医療機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、届出等に関する取扱いについては、別添2を参考にされたい。

事務連絡
令和6年9月11日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料に係る届出様式の改定について

「診療報酬の算定方法」別表第一医科診療報酬点数表における「O100」外来・在宅ベースアップ評価料(I)、「O101」外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び「O102」入院ベースアップ評価料並びに「診療報酬の算定方法」別表第二歯科診療報酬点数表における「P100」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、「P101」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)及び「P102」入院ベースアップ評価料(以下単に「ベースアップ評価料」という。)に係る施設基準及びその届出に関する手続きについては、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305 第6号厚生労働省保険局医療課長通知)により、その取扱いをお示してきたところであるが、今般、別添1のとおり、届出様式を改定したので、貴管下の保険医療機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。
なお、届出等に関する取扱いについては、別添2を参考にされたい。

ベースアップ評価料 届出様式の簡素化について②

改定による主な変更点

【全般】

- 記載上の説明を詳しく、分かりやすくしました。

【賃金改善計画書関連】

- 対象職員の基本給等に係る事項の職種グループ別の記載箇所を削除しました。
対象：「別添 計画書（無床診療所及びⅡを算定する有床診療所）」シート
「別添 計画書（歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所）」シート
- ベースアップ評価料対象外職種の「給与総額」に関する項目を削除しました。

【参考 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート】

- 届出を行う月の選択方法を変更しました。
 - 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出ない場合には「対象職員の給与総額」が記載不要になりました。
- 改定前の届出様式も引き続きお使いいただけます。これからベースアップ評価料の届出をされる医療機関で、すでに改定前の届出様式で準備をされている場合は、改定前の届出様式で地方厚生（支）局への届出を行っても大丈夫です。
- 既に届出を行っている医療機関については、改定後の様式で改めて届出を行う必要はありません。

ベースアップ評価料 届出様式の簡素化について③

(簡素化の例)

「賃金改善計画書」のベースアップ評価料対象外職種の基本給等に係る事項における給与総額の記載項目の削除

【ベースアップ評価料対象外職種について】	
IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項	
(48) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(51)-(49)】	0円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(52)-(50)】	0円
(55) うち定期昇給相当分	円
(56) うちベア等実施分	円
(57) ベア等による賃金増率【(56)÷(50)】	0.0%
X. 事務職員の基本給等に係る事項	
(58) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(59) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(60) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(61) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(62) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(61)-(59)】	0円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(62)-(60)】	0円
(65) うち定期昇給相当分	円
(66) うちベア等実施分	円
(67) ベア等による賃金増率【(66)÷(60)】	0.0%

「(診療所)賃金改善計画書」の基本給等に係る事項における職種グループ別の記載項目の削除

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。	
IV. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項	
(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(15)-(14)】	0円
(17) うち定期昇給相当分	円
(18) うちベア等実施分	円
(19) ベア等による賃金増率【(18)÷(14)】	0.0%
看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項	
(20) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(21) 賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(22) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(22)-(21)】	0円
(24) うち定期昇給相当分	円
(25) うちベア等実施分	円
(26) ベア等による賃金増率【(25)÷(21)】	0.0%
VI. 薬剤師の基本給等に係る事項	
(27) 薬剤師の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(28) 賃金改善する前の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(29) 賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(29)-(28)】	0円
(31) うち定期昇給相当分	円
(32) うちベア等実施分	円
(33) ベア等による賃金増率【(32)÷(28)】	0.0%
VII. 看護補助者の基本給等に係る事項	
(34) 看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(35) 賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(36) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(36)-(35)】	0円
(38) うち定期昇給相当分	円
(39) うちベア等実施分	円
(40) ベア等による賃金増率【(39)÷(35)】	0.0%
VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項	
(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(43)-(42)】	0円
(45) うち定期昇給相当分	円
(46) うちベア等実施分	円
(47) ベア等による賃金増率【(46)÷(42)】	0.0%

削除

厚生労働省ホームページ「ベースアップ評価料 特設ページ」の刷新

届出様式の簡素化とともに、ホームページも刷新

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



または

厚生労働省 ベースアップ評価料

検索



簡素化された新しい届出様式に加えて、

はじめてベースアップ評価料の届出を行う
医療機関に向けて

- 分かりやすい説明資料、説明動画
 - 届出様式の記載例
 - 届出書作成の支援ツール
- などを掲載